

平成 21 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 八 二 ー ズ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 江 尻 義 久
(コ ー ド 番 号 2 7 9 2 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 西 名 孝
管 理 本 部 長
T E L 0 2 4 6 (2 9) 1 1 1 1 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 17 日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月 18 日開催予定の第 31 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下、決済合理化法という。）が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、以下のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、平成 21 年 1 月 5 日付をもって当社定款第 7 条（株券の発行）に定める株券を発行する旨の規定はこれを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、規定の削除をするものであります。また、これに併せて第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）第 2 項の単元未満株券の不発行に関する規定は無効となるため削除するものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）」が廃止されたことから、当社定款第 10 条（単元未満株式についての権利）および第 11 条（株主名簿管理人）に規定する実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、10株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条～第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>
(新 設)	<u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 21 年 8 月 18 日

定款変更の効力発生予定日

平成 21 年 8 月 18 日

以上